

令和元年12月19日

報道各位

理事会決議事項について

令和元年12月19日開催の第273回定例理事会において、下記のとおり決議されましたので通知いたします。

記

- 1) 農産物（新潟コシ）現物先物取引価格調整表の制定の件

原案どおり承認された

(資料1)

- 2) 農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表の制定の件

原案どおり承認された

(資料2)

- 3) 農産物（秋田こまち）現物先物取引価格調整表の制定の件

原案どおり承認された

(資料3)

- 4) 経営改革協議会設置の件

別添のとおり、経営改革協議会を設置することが承認された

以上

資料 1

令和元年 12 月 19 日制定

農産物（新潟コシ）現物先物取引価格調整表

令和 2 年 2 月限適用

大阪堂島商品取引所  
(60 kgにつき)

標準品	令和元年産 新潟コシ（新潟県産コシヒカリ） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品			
受渡供用品	新潟県産コシヒカリ 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品及び 2 等品			
	令和元年産		平成 30 年産*	
	1 等	2 等	1 等	2 等
	調整額	調整額	調整額	調整額
		減額 300 円	減額 1,500 円	減額 2,100 円

\*平成 30 年産の供用は、令和 2 年 2 月限までとする。

【備考】

- 受渡品故障申立て（品質不良に限る）に係る値引限度額は、以下のとおりとする。
  - 令和元年産にあつては、60kg につき 300 円とする。
  - 平成 30 年産にあつては、60kg につき 600 円とする。
- 新潟県産コシヒカリの作柄表示地帯は以下のとおりとする。
  - 一般 …… 下越北（新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町）  
下越南（新潟市、燕市、五泉市、弥彦村、阿賀町）  
中 越（長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、田上町、出雲崎市、刈羽村）  
上 越（糸魚川市、妙高市、上越市）  
以上のいずれかを生産地とするもの
  - 岩 船 …… 村上市、関川村、粟島浦村のいずれかを生産地とするもの
  - 魚 沼 …… 小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町のいずれかを生産地とするもの
  - 佐 渡 …… 佐渡市を生産地とするもの
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
  - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
  - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年、等級及び BL（Blast Resistance Lines）品種又は非 BL（従来）品種の別が同一のもの
  - 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に抵触しないもの
  - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
  - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
  - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg のもの
  - 一般流通品以上の品位を有するもの
  - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
  - 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に規定する食品に該当するもの

資料 2

令和元年 12 月 19 日制定

農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表

令和 2 年 2 月限適用

大阪堂島商品取引所  
(60 kgにつき)

標準品	令和元年産 東京コメ（群馬県産あさひの夢、栃木県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ、千葉県産ふさこがね） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品			
受渡供用品	農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品及び 2 等品			
	令和元年産		平成 30 年産*	
	1 等	2 等	1 等	2 等
	調整額	調整額	調整額	調整額
		減額 300 円	減額 1,000 円	減額 1,600 円

\*平成 30 年産の供用は、令和 2 年 2 月限までとする。

【備考】

- 受渡品故障申立て(品質不良に限る)に係る値引限度額は、以下のとおりとする。
  - 令和元年産にあつては、60kg につき 300 円とする。
  - 平成 30 年産にあつては、60kg につき 600 円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
  - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄であつて、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
  - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
  - 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に抵触しないもの
  - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
  - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
  - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg のもの
  - 一般流通品以上の品位を有するもの
  - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
  - 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に規定する食品に該当するもの
- 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。

資料 3

令和元年 12 月 19 日制定

農産物（秋田こまち）現物先物取引価格調整表

令和 2 年 2 月限適用

大阪堂島商品取引所  
(60 kgにつき)

標準品	令和元年産 秋田こまち（秋田県産あきたこまち） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品			
受渡供用品	秋田県産あきたこまち 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品及び 2 等品			
	令和元年産		平成 30 年産*	
	1 等	2 等	1 等	2 等
	調整額	調整額	調整額	調整額
		減額 300 円	減額 1,000 円	減額 1,600 円

\*平成 30 年産の供用は、令和 2 年 2 月限までとする。

【備考】

- 受渡品故障申立て(品質不良に限る)に係る値引限度額は、以下のとおりとする。
  - 令和元年産にあつては、60kgにつき 300 円とする。
  - 平成 30 年産にあつては、60kgにつき 600 円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
  - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
  - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
  - 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に抵触しないもの
  - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
  - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
  - 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく日本工業規格によるフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）のうち食品衛生法第 18 条第 1 項の規定による容器包装等の規格又は基準を満たすフレコンに積載され、1 コンテナの量目が正味 1,020kg であるもの、又は農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg であるもの
  - 一般流通品以上の品位を有するもの
  - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
  - 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に規定する食品に該当するもの

## 別添

## 『経営改革協議会』の設置について

## 1. 目的

本所は、先物取引発祥の地「堂島」の流れを汲む商品取引所として、農産物の流通及び価格形成における国内での役割、また近い将来に訪れる国際的な市場間競争に備えて期待されるグローバルな視点からの役割を踏まえた取引所運営の革新を迫られている。

こうした現状を鑑み、今後の取引所運営の基本方針や戦略の策定に向けて、今までにない視点を持つ横断的な各方面からの知見を集約するため、有識者による「経営改革協議会」を設置する。

本協議会の目的は、特に新たな時代に求められる上場商品及びその市場機能をはじめとする将来図を描くことが経営改革に向けて非常に重要であることから、既成概念にとらわれないことのない活発な審議を経て、本所の力強い将来展望に資する戦略を定めることにある。

なお、本協議会の運営に際しては、議論の進展に応じて整理、集約される課題ごとに、その重要度及び優先度による評価を実施し、その結果、最重要かつ最優先のものとして位置づけられた案件については、より掘り下げた議論を重ねるため、配下に実務者による作業部会を組成し、具体的な対応策を取り纏めることを見据えている。

## 2. 本協議会の構成

- ・本協議会の構成は、議長を含め10名前後の有識者によるものとする。
- ・具体的な委員人選は、議長就任の内諾を得ている土居丈朗慶応大学経済学部教授に一任する。

## &lt;土居丈朗氏 略歴&gt;

1970年生。東京大学大学院経済学研究科博士課程修了。

2009年4月から現職。

財政制度等審議会委員、社会保障審議会臨時委員、行政改革推進会議議員などを務める。

## 3. スケジュール

令和2年1月より、4～5回の開催を経て、本年度末を目途に取り纏めを行う予定。

以上